

第2回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和6年5月31日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- | | |
|----|---|
| 第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 第2 | 諸般の報告(推薦委員、事務局) |
| 第3 | 議案第1号 土地の現況証明書の交付について |
| 第4 | 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第5 | 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について |
| 第6 | 議案第4号 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価(案)について |
| 第7 | その他 |

◎出席委員 (10名)

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 樋口國先 |
| 2番 | 杉田文枝 |
| 3番 | 神野充布 |
| 4番 | 瓜田晃 |
| 5番 | 山下博史 |
| 6番 | 菅野能弘 |
| 7番 | 佐藤能將 |
| 8番 | 加川可名子 |
| 9番 | 長谷川和夫 |
| 10番 | 藤本博 |

◎農業委員会事務局

- | | |
|-------|------|
| 事務局長 | 山崎義典 |
| 事務局次長 | 中村稔 |
| 主事 | 菊地智皓 |

◎開会宣言

藤本会長	ただいまの出席委員は10名出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第2回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りでございます。
------	--

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

藤本会長	<日程第1>議事録署名員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名員に2番杉田委員、3番神野委員にご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
------	--

（「異議なし」という者あり）

藤本会長	ご異議がないようでありますので、杉田委員、神野委員を議事録署名員に決定いたしました。
------	--

◎日程第2 諸般の報告について

藤本会長	<日程第2>諸般の報告を行います。委員の皆様から報告事項があればご発言ください。ありませんか。
------	---

（「なし」という者あり）

藤本会長	ありませんので、次に事務局より報告いたします。
------	-------------------------

中村次長	事務局次長。
------	--------

藤本会長	はい、次長。
------	--------

中村次長	それでは議案2ページをお開きください。第1回総会以降の経過報告になります。4月30日、令和6年第4回美深町議会臨時会が開かれました。この臨時会では、農業の補正予算はございませんでした。内容については、美深町長の給与に関する条例の一部改正する条例と補正予算であります。補正の内容としては、総務費、民生費、教育費となっておりまして、その中でも教育費では、伝承遊学館屋根工事の関係と町民プール屋根補修工事の関係で、民生費では、定額減税調整給付金等のシステム改修の委託料の補正でございます。4月10日、土地の現況調査ということで、西紋、恩根内地区を調査いたしました。出席者は調査班第2班ということで、藤本会長、神野委員、菅野委員、樋口委員、加川委員、事務局で対応しております。5月24日、美深町就農計画認定委員会が役場で開催をしております。〇〇で今研修を行ってまして〇〇夫妻が6月1日から就農を開始するというので、就農計画の認定委員会が開かれ、すべて満場一致の中で認定をされております。同日、その下なんです、令和6年度家族経営協定の調印式ということで、〇〇さん夫妻と関係各位で調印を終えてございます。5月27日、美深町地域担い手総合支援協議会幹事会と新規就農等指導委員会と農業経営改善指導委員会が振興センターで行われました。5月28日から30日まで、令和6年度全国農業委員会会長大会及び北海道選出国會議員要成行動並びに上川地方農業委員会連合会都道府県農業事情視察研修ということで、3日間にもわたり、藤本会長が東京へ出張をされました。本日第2回美深町農議委員会総会が開催されております。第2回総会以降の予定でございます。6月5日、美深町地域担い手育成総合支援協議会定期総会で、その下なんです、美深町農業後継者育成推進協議会定期総会が
------	---

役場大会議室で行われる予定です。18日から20日まで、これは予定なんですけれども、令和6年美深町議会第2回定例会が開催の予定でございます。第3回農業委員会総会でありますけれども、6月25日を中心に考えていますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

(日程調整)

中村次長

では、6月25日火曜日ということで、次回総会を開催する予定ということにします。諸般の報告、事務局からは以上です。

藤本会長

ただいまの報告に対し、ご質疑等があれば承ります。ありませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長

それでは、私の方から研修に行った報告をさせていただきたいと思います。28日から3日間、東京の方に行きまして、初日は、道内選出の国会議員の皆様に来ていただいて、農業会議所の方からの要望要請ということで、与党の議員さんと野党の議員さんと分けて話をいただくということで、大体のテレビ報道なんかでされているのは、与党議員さんが言われるような、農地の確保とか、そういうありきたりの会話ということだったんですけども、野党議員さんの方はなかなかその画期的な、特に鈴木宗男さんなんかもとにかくロシアはいいウクライナは悪い、だからあんたら頑張って岸田首相によって戦争をやめさせるとか、ちょっと訳のわからない話もありましたけれども、小坂議員ですか別に私立憲民主党でもなんでもないですけど、やっぱりその現状を踏まえますと円安とか、目先のことも大事だけでも、もうちょっと先のことを考えた政策をしていただきたいという話を伺って、要望書として提出させていただいたんですね。その後、東議員の部屋で、地域の上川地区の要望書を提出いたしまして、その中で少々やり取りをさせていただいたんですけども、減反とか畑地化の話を少しさせていただいて、晩の懇親会に、東議員が出席をしていただいて、みんな酒入ってるもんですから好き勝手なこと言ってたんですけども、そこで東議員こんなこと言って大丈夫なのかっていうようなことも言ってましたけども、やはり我々平議員来たら怒られますけど、議員が訴えても、今自民党でも上の方にいる政務会長かなんかやってる、例えば彼らに話をしても、分かった分かったで終わりで、結局彼らが決めるだけのものはそんなになくて、その下で働く官僚の議会があるらしいですね。そこで最終的な決断というか、大方のことが決まるというようなことで、我々は悪いけど要望だとか、皆さんの意見は広く聞き止めて、訴えることは訴えますっていう話をされてですね。結局今飼料肥料に対しての要望ですね。話を聞きましたら、肥料の窒素リン酸のうちの窒素の1%だけが国産であって、あとはみんな輸入のものであると。食料自給率は38%という数字出てるんですけども、30%あるうちの食料の3割が国産。あと1%は備蓄、残りの6割は輸入という。これが現状だという話をされていたので、なかなかの厳しい状況かなという話でございました。翌日、今度は全国農業委員会の会長会で総会がありまして、提出された意見というか要請文は、農業新聞に全部書いてありますので、これは全部承認されました。その中で質疑がありまして、2人ほど質疑してたんですけども、1人は愛媛県の方が質問されて、特に印象に残っているのが、テレビ報道である八百屋さんかどっかを映して、これはいくらで安いですっていう叩き売りみたいな状況の報道を流すことがありますよね。あれは極めて遺憾だと。そういう報道機関をやめるとは言わないけども、少し考えていただきたいという。あれだけのものを作るとなったら、農家はとても生きていけないと。だから、これにはこのくらいお金をかかるんだと、それらこのくらいの価格になるんだっていう消費者の認識を得るような報道をしてもらえるような形にはできないのかっていう意見ですね。あと、秋田の方は八郎潟の開拓で、祖父か父がやってたんですね。ところがやっぱり減反で、これだけ作ってもお金にならない苦しい。親が、こんな農家なんか辞

めちゃえ、米作り辞めちゃえってことで辞めたらしいんですね。でも彼は今息子なんですけども、彼が小学校 5 年生の子供の作文の中にこういうことがあったって言ってですね、土地があれば人は生きてけるっていうような、そういう作文を書いているんですね。小学生 5 年生の彼は多分そういう開拓かどっかで育ってきた子なのかなっていう気がするんですけども。彼はそれにすごい感銘を受けて、またその今あぜを作って、米を作ろうかというふうな考えになっているという、米が足りないということで、そういうことを訴えてですね。最後に彼が言ったのは、20 年後に自動車がなくなっても人間は生きていけると。ただ 20 年後に食品がなくなれば、我々は生きていけないと。このことを強く訴えますということを意見として述べていたことが大変印象に残ってございました。その前に、視察で東京農業大学の方の博物館がありまして、そこにお邪魔して、古いトラクターとか、昨年行ったあのチューリップのある、そこと同じような昔の器具とか、米作りのこととか、米に関してはお酒の展示とか、動物もいましたけれども、そういうこともあって、昔ながらのあれだなんていうことで見てたんですけども。そこの一つに碑があったんですね。初代の東京農業大学の学長ですね。初代の学長の言葉があったんですね。それが、土に立つものは倒れない。土に生きる者は飢えず、土を守る者は滅びずという言葉が書いてありますね。確かに今大変厳しい状況で、そんなこと言ってもしょうがないだろうと言われるかもしれませんが、やはり厳しいながらも心のどこかにそういう我々農民として支えを持って生きていくことが必要なのかなというふうなことを感じて、晩には他の農業者なんかとも話して、大変なのは大変なんだけれども、今の状況で、こういう気持ちだけは忘れず持っていきたいなというような話をしてきたというようにところでございます。ちょっと大雑把な話で申し訳ありませんでしたけども、私自身としては大変、身になる研修会をさせていただきましたので、またこの場をお借りしまして、皆様方にお礼をさせていただきます。ありがとうございました。

◎日程第 3 議案第 1 号

藤本会長	< 日程第 3 > 議案第 1 号、土地の現況証明書の交付についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
中村次長	はい、事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それでは議案 3 ページになります。議案第 1 号、土地の現況証明の交付について。土地の現況証明願いが次の通りありましたので、証明書の交付について審議を求めます。 整理番号 1 番、願出人、字〇〇△△番地、〇〇〇〇さん。所有者同じ。土地の表示、美深町字〇〇〇△△△番△。地目公簿雑種地、現況農地採草放牧地。面積は△△△㎡。利用状況は平成 10 年から農地として利用ということで、5 月 10 日、記載の調査委員で行いました。ここについては、別紙資料、カラー刷りの写真があるかと思いますが、丸 1 番目の願出人〇〇〇〇さんというところをご覧ください。上に写真 2 つ載っているとありますが、左の写真が、この△△△番△という部分が含まれている写真になります。ご覧の通り一体型としていわゆる農地になっておることから、以前は雑種地だったのですが、これを農地として証明願が出てきたところでございます。ご覧の通り農地ということで判定をしてございます。 議案に戻っていただきまして、整理番号 2 番、字〇〇△△△番地、〇〇〇〇さん、願出人。所有者、字〇〇△△△番地、〇〇〇〇さん、同じ。土地の表示、美深町字〇〇△△△番、地目原野、現況農地採草放牧地以外、他△筆、合計△筆のところでございます。ここについては、利用状況としては平成 10 年度以

降耕作していないというようなところございまして、これも写真の方を見ていただきたいと思います。丸 2 番目の願出人〇〇さんのところを見てください。調査場所、ここは〇〇△△△番地の写真でございます。下の左になりますけども、交通表示、黄色のプラス交差点の表示がありますけども、それ以降、奥の林の手前のあたり、堤木が生えているあたりが今現況を畑になっているところでございます。ご覧の通り堤木がかなり茂っておりまして、耕作できないというところございまして、今回願出が出ているところでございます。ページ裏面をめくっていただきまして、同じく〇〇さんのところなんですけども、ここが字〇〇△△△番地△のところでございます。公簿畑、現況畑ということで砂利道があつて、その奥側林があります。この該当地はこの林のさらに奥側のところということで、その隣の調査委員立っている写真があるかと思うんですけども、その奥側は木が密集しているところであります。ここも 20 年以上、耕作していないということで、判定としては採草放牧地以外ということで決定しております。

最後整理番号 3 番です。議案の方を戻っていただきます。願出人、所有者ともに〇〇〇〇県〇〇市〇〇区〇〇△丁目△△番地△、〇〇〇〇さん。土地の表示、美深町字〇〇△△番△。地目公簿畑、現況は農地採草放牧地以外。他△筆、合計△筆となります。ここも写真のページを見ていただけますか。丸△番目願出人〇〇さんのところでございます。調査場所、字〇〇△△-△、そして△△-△△とあります。ここも木が立っている写真がありまして、木のところの若干ぐるり囲ったところになります。ちょっと見えにくいと思いますが、ちょうど笹やぶのところが該当地でございまして、調査員ぐるっと回って、ここはもう農地ではないということで判定をしてきたところでございます。議案第 1 号の説明は以上となります。

藤本会長 議案第 1 号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。ございませんか。

（「なし」という者あり）

藤本会長 ご質問等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員の挙手あり）

藤本会長 はい、全員賛成です。よって議案第 1 号、土地の現況証明書の交付については原案の通り可決されました。

◎日程第 4 議案第 2 号

藤本会長 <日程第 4>議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明いたします。

中村次長 はい、次長。

藤本会長 はい、次長。

中村次長 それでは議案第 2 号に入る前に別紙資料をつけております。カラー刷りの農地の写真を見ていただきたいと思います。まずこちらの方で概略を説明したいなと思います。今回議案第 2 号、次に議案に挙げます第 3 号にも関連しますので、この図で前段説明を申し上げます。今回〇〇〇〇さんが 6 月 1 日に新規就農されるということで、その関連の農地の審議を今日行うわけなんですけども、この地図の中で、まず四角い黄色いブロックが 2 つ、そして上に紫のブロックが 1 つ見えると思います。今回土地が動く部分として、〇〇〇

〇〇さんのところ、黄色いブロックの名前も書いてますけども、黄色いブロックの四角横長のところ、そしてその左側黄色いブロックと紫のブロック、ここが〇〇〇〇さんの農地になります。今回第2号に挙げる部分については、黄色の部分2つブロックになります。ここというのは、まず所有者の方が〇〇〇〇〇〇の方に売買をすると。その後に売買終わった後に〇〇〇〇〇〇〇から〇〇さんの方に賃貸をするとといったところの農地となります。〇〇〇〇〇〇〇の年度始めの売買の開始が実は7月以降になるということで、下にも予定書いてますけども、今後の予定として7月末の農業員会総会で公社の売買の審議、8月の時期に土地の支払いで、〇〇から〇〇さんへの賃貸は9月の総会ということで、その間〇〇さんは賃貸を結ばない形になってしまうということから、今回この議案第2号の中で使用貸借といった中で、〇〇さんと〇〇〇〇さんがそれぞれ〇〇さんの方に無償賃貸ということで、土地をつなぐといったような審議を行う予定でございます。その上の紫のブロックなんですけども、ここは当初の予定から〇〇さんが贈与税の関係から現在売買できない土地になってまして、ここは直接、〇〇さんから〇〇さんの方に農地利用集積の賃貸をするとといったところで、これは後ほど第3号の議案の方に行いますので、先に事前の説明をいたします。それでは議案に戻っていただきまして説明をいたします。4ページになります。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による農地等の許可申請につきまして、次の通りありましたので審議を求めます。

整理番号1番、貸主、〇△条〇△丁目△番地△、〇〇〇〇さん。借主、字〇〇△△△番地、〇〇〇〇さん。土地の表示、美深町字〇〇△△△番△。地目公簿畑、現況畑。面積△、△△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積が△△、△△△㎡となります。経営の内容ですけれども、譲渡後の農地面積は△△△、△△△㎡となります。譲受人〇〇さんは現在ゼロということになります。家族はそれぞれご覧の通りとなります。権利移転の理由としてましては、〇〇さんについては農地を処分する、〇〇さんにつきつきましては、農地を取得し新規就農をするということです。

整理番号2番になります。貸主、字〇〇△△△番地、〇〇〇〇〇〇さん。借主、字〇〇△△△番地、〇〇〇〇〇〇さん。土地の表示、美深町字〇〇△△△番△。公簿現況ともに畑。面積△△、△△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積が△△、△△△㎡となります。経営の内容ですけれども、ご覧の通りとなります。権利移転の理由としましては、先ほどと同じ〇〇〇〇〇〇さんは農地を処分する、〇〇さんにつきつきましては、農地を取得し新規就農をするといったところです。次5ページになります。整理番号3番です。こちらは貸主、字〇〇△△△番地△、〇〇〇〇〇〇さん。借主、字〇△条〇△丁目△番地、〇〇〇〇〇〇さん。土地の表示、美深町字〇〇△番△。地目公簿宅地、現況畑。他△△筆、合計△△筆です。合計面積が△△△、△△△.△△△㎡のうち△△△、△△△.△△△㎡となっております。経営の内容、譲渡人はご覧の通り、譲受人はご覧の通りということで、家族経営ですので、もともと〇〇さんと〇〇さんは共同の経営をしておりますので、ここは面積は同じとなります。今回の理由というのは、〇〇さんが一応共同経営はしていたんですけども、〇〇さんの方に経営を移譲するといったところになります。〇〇さんは経営を引き続き行うということで、ここは無償使用貸借というところです。期間は最高10年の繰り返しになるかと思いますが、令和6年6月1日から令和16年5月31日となります。ここは使用貸借、経営移譲ですので、特別図面の表示は説明ございません。説明は以上となります。

藤本会長

議案第2号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。

2番
杉田委員

はい。

藤本会長

はい、杉田委員。

2 番 杉田委員	すいません、4 ページで番号 1 番、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんなんですけど、面積を見ると△△, △△△とあるんですけど、譲渡人の方が△△△, △△△ってあるんですけど、この下の方を見ると全く一致して△△, △△△なんですけど、これはどういう形になるんでしょうか。
中村次長	はい。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	今おっしゃった通り、今回使用貸借する面積と経営の譲渡人の面積が違います。実は〇〇さん、この他に別なところに農地持ってまして、そこは山際なので、今回〇〇さんの方には移さないといった農地がありますので、その分の差があると思います。もう一度説明します。〇〇さんは、私が言った山際の農地もあるんですけども、先ほど写真で見たところの今回議案第 2 号に載っているのは黄色い部分になってまして、これが△△, △△△というところで、その上の紫の部分は、この次の第 3 号議案の方に載ってきますので、ここも△△, △△△ぐらいあったような気がするので。△△, △△△ぐらいですね。それも経営面積の中にはこの中には入ってますので、それも大きな差と言えます。今回第 2 号で議案を挙げるのは△△, △△△というのがありまして、議案第 3 号のところですね、6 ページにも個別賃貸のところ△△, △△△という数字がここでも出てくるので。これを足して、その残りの差というのは、その山際の農地、それ全部足すと△△△, △△△何某になると。
4 番 瓜田委員	4 番。
藤本会長	はい、瓜田委員。
4 番 瓜田委員	第 3 号議案とも関連するんですけども、議案第 3 号の 16 号ですか、これだけですね、贈与税の関係で第 2 号の分についてこないっていうのは、どういう関係があるのか教えてほしい。
中村次長	一般的に親の土地を子供その他の人に所有権移転すると、その時点で贈与税が発生します。仮に親が亡くなった時に子供に土地移転するのは相続といった形になります。そこで、〇〇さんは届け出によって、親の代の農地から〇〇〇〇さんの方にもう所有権が移っている状態、いわゆる贈与税が本来はかかっている状態になります。それを税務署に届けることによって、〇〇〇〇さんが営農を続けることによって贈与税が今言うようになっている状態ということになります。そこで〇〇さんが土地を手放すとなると、その贈与税が一気にかかってくるといった制度でありまして、この土地については、所有権自体は〇〇さんのまま。ただ新規就農に貸すことは認められてますので、所有権移転ができない、売買ができないといったところになりますが、お分かりでしょうか。もしお亡くなりになったとしたら、そこで免除の決定の手続きを得て、それ以降、売買が可能の状態になるといったところです。今生前贈与の土地ということです。
4 番 瓜田委員	ありがとうございます。
藤本会長	他にございませんか。ありませんか。 (「なし」という者あり)

藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。よって、議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については原案の通り可決されました。

◎日程第 5 議案第 3 号

藤本会長	<日程第 5>議案第 3 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
中村次長	はい、次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それでは 6 ページになります。議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により美深町長より決定を求められた、令和 6 年度第 2 号農用地利用集積計画について審議を求めます。 整理番号 16 番、利用権の設定をする者の、住所、〇△条〇△丁目△番地△、〇〇〇〇さん。設定を受ける者、美深町字〇〇△△△番地、〇〇〇〇さん。土地の表示、美深町字〇〇△△△番△。地目公簿畑、現況畑。面積△△, △△△㎡。他△筆、合計△筆。合計面積が△△, △△△㎡の今回賃貸借となります。利用権の期間につきましては、令和 6 年 6 月 1 日から令和 11 年 5 月 31 日までの 5 年間となります。小作料につきましては、反あたり△, △△△円、年間△△△, △△△円。これは賃貸新規の案件でございます。別紙資料、先ほど説明した通りですので省略をいたします。説明は以上となります。
藤本会長	議案第 3 号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。ありませんか。
	(「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	(全員の挙手あり)
藤本会長	はい、全員賛成です。よって議案第 3 号、農用地利用集積計画の決定については、原案の通り可決されました。

◎日程第 6 議案第 4 号

藤本会長	<日程第 6>議案第 4 号、令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価(案)についてを議題に供します。事務局より説明を願います。
中村次長	はい、次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それでは 7 ページ、議案第 4 号となります。これは昨年度なんですけども、

令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について農業委員会の適正な事務実施についてで策定を求められた、令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の可否について審議を求めるものでございます。後ほど説明しますが、点検・評価は別紙の通りということで、その公表の方法につきましては、美深町であるとか、一般社団法人全国農業会議所のホームページにて掲載をする予定でございます。

それでは 8 ページをご覧ください。これにつきまして、3 月で皆さんにご相談したのは、令和 6 年度の目標の件でした。今回は、令和 5 年度の農業委員会の農地利用最適化推進の状況の評価結果でございますので説明をいたします。8 ページの表につきましては、目標通りと言いましょか、ここについては記載の通り変更がございませんので、説明を省略いたします。次 9 ページをご覧ください。9 ページの最適化活動の実施状況ということで、その下の小さい 1 番になります。最適化活動の成果目標でございます。（1）農地の集積とあります。①現状及び課題、これは管内の面積 5,010ha、集積面積これまでの集積ということで 4,284ha、集積率 85.51%、これは以前の状況となります。その下の②目標というところをご覧ください。これは昨年度目標を立てたときの数値を転記してございますのでご覧いただきたいと思います。今回このページの真ん中ら辺になります。丸 3 番目、実績というところが 1 年間の結果ということで説明をしたいと思います。今年度の新規集積面積 71ha、農地面積が 5,010ha 変わらず、今年度末の集積面積累計とありますけれども、4,355ha ということでその隣になります。今年度末の集積率 $(H)=(G)/(F)$ とありますけれども、ここで 86.92%、これが 5 年度末の集積の結果となっております。そこで目標の数値と比べまして 1.41 ポイント上昇しているといったところで、徐々にではありますけれども、集積率が上がっているところです。目標に対する達成状況としては、昨年目標から、実績ということで 101.65%となっております。農業委員会の点検結果としましては、営農集団内の担い手への農業経営基盤強化促進法に基づく集積を図って、担い手への集積促進が進んでいるといったような状況でございます。その下（2）番目、遊休農地の発生防止解消でございますけれども、こちらはゼロといったところで、右のページにもしばらく続いているような状況でございます。10 ページの真ん中ちょっと下のあたりに（3）番目、新規参入の促進となっているところがございしますのでご覧ください。現状と課題は記載の通りでございます。現状令和 3 年度新規参入者から右にずれて 4 年度 5 年度ということで、4 年度の 1 経営体につきましては、〇〇の〇〇さん、5 年度につきましては、1 経営体ということで、これは〇〇の〇〇さんの状況を載せてございます。その下の目標ということで、権利移動の面積、これも 3 年度から 4 年度 5 年度ということで載せてますので、ご覧いただきたいと思います。次 11 ページになります。実績ということで、先ほどの続きにはなるんですけども、新規参入者への貸付について所有者の同意を得た上で公表をした農地の面積でございます。△△. △ha ということで、昨年、〇〇さんが〇〇の〇〇さんであるとか、〇〇さんであるとか〇〇さんであるとかの農地を取得した面積となっております。目標に対する達成状況は△△△%、新規参入者の参入状況ご覧の通り 1 軒△△. △%同じ数字となっております。農業委員会の点検結果としては、予定していた新規就農者 1 件が順調に就農した。農業資材肥料、飼料高騰は大きな課題となるが、JA などの関係機関との連携を図りながら、新規参入について取り組んでいきたいということでございます。続きまして、2 番目の最適化活動の活動目標でございます。（1）推進委員等が最適化活動を行う日数の目標ということで、1 人当たり月 3 日ということで予定して目標を掲げておりました。これにつきましては、委員さん全員 10 人がなっておられるということで活動強化月間の設定にも繋がりますけれども、月 3 日を目標としているところでございます。（2）番目活動強化の月間の設定、今申し上げました、月 3 回という目標で取り組み時期、これは 8 月 11 月 3 月ということで記載の通り強化の内容ということで、農地パトロールであるとか、賃貸の更新の担い手への集積を図る話し合いであるとか、皆様常時地区でやられていることかと思っております。ただ 3 月に、新規就農フェア等に参加し、新規参

入の促進を図る、こういった部分では、後の実績にも出てきますけども、ちょっと機会がなかったと考えているところでございます。下の方②番目実績となります。活動強化月間の設定回数 3 回は皆様クリアできていると考えてございます。中立委員の瓜田さんにつきましても、毎月報告をいただいているところでございます。その下取り組み時期 8 月 11 月 3 月となっていまして、この結果としては、8 月の農地パトロールは予定通り実施したと、11 月頃の地域の話し合いについても地域で実施されたと、3 月の農業新規参入のフェアには参加はできなかったのですが、その代わり、委員さんの研修ということで、北海道農業会議から講師を招いて講演会を開催する中で強化を図ってきたということで代えていきたいと思っております。最後 12 ページになります。新規参入相談会の参加ということで、目標 1 回を掲げていたところなんですけども、実績はその担い手協議会の関連もあるんですけども、新規参入の相談会については参加をしなかったということであります。機会はあったんですけども、去年〇〇さんが就農したことで、一旦、受け皿がほぼ今のところ埋まってしまったということで、新規参入の相談には参加しなかったというのも一つの理由でございます。以上長くなりましたけれども、説明は以上になります。

藤本会長

議案第 4 号について審議願います。ご質疑ご質問を承ります。ありませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第 4 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長

はい、全員賛成です。よって、議案第 4 号、令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価(案)については原案の通り可決決定いたしました。

◎日程第 7 その他

藤本会長

<日程第 7>その他、委員の皆様から何かございませんか。ありませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長

はい。なければ事務局から何かございますか。

◎閉会宣言

藤本会長

以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 2 回美深町農業委員会総会を終了いたします。

※終了 午後 2 時 18 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑤

署名委員 2 番

⑤

署名委員 3 番

⑤